

名古屋市告示第247号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和8年5月28日から供用開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和8年5月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

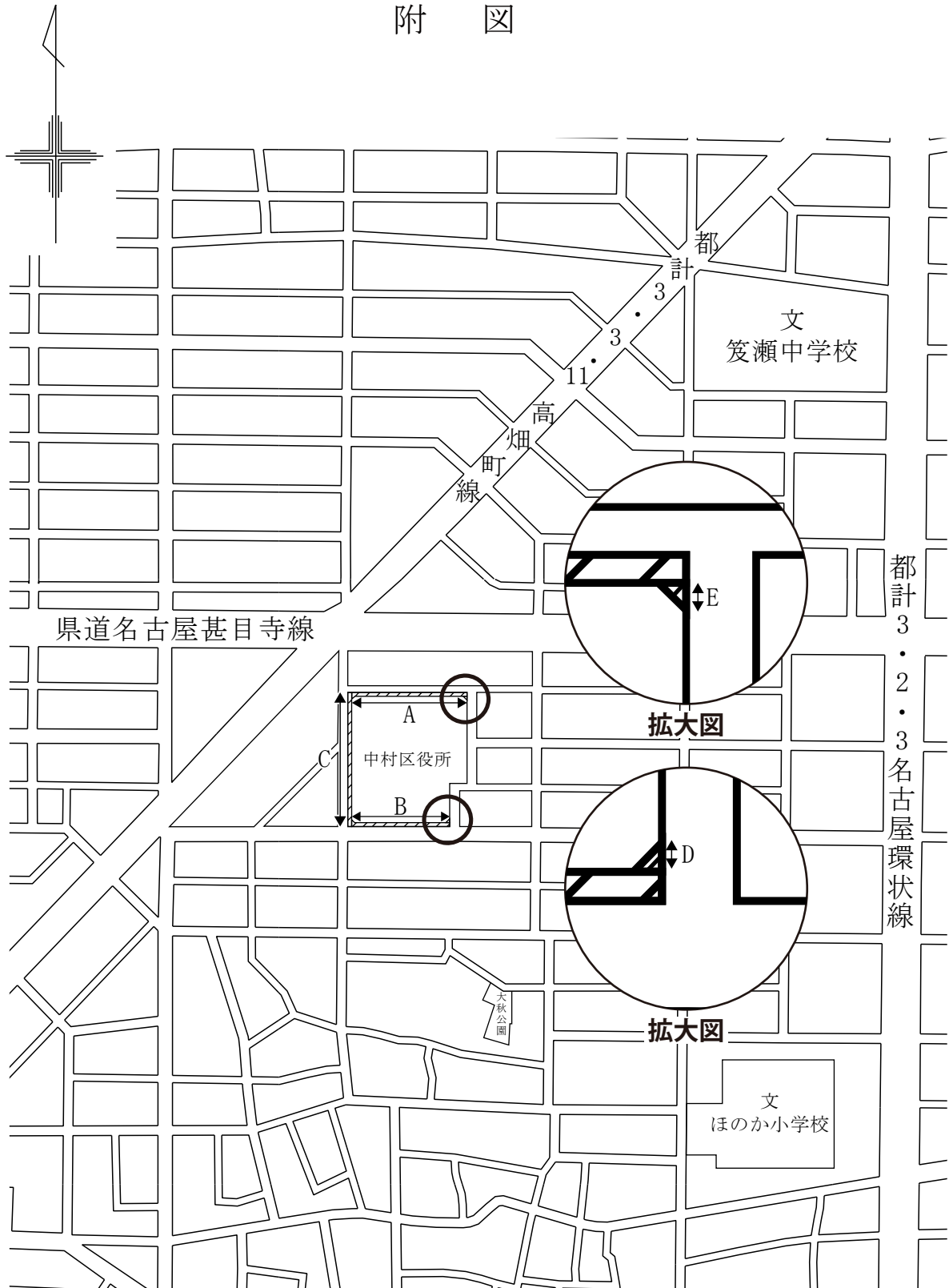
道路の区域変更及び供用開始

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域				摘要
			区 間	変更の前後別	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	A	松原町第1号線	名古屋市中村区松原町1丁目23番1地先から	前	0.097	3.64	附 図
			名古屋市中村区松原町1丁目23番1地先まで	後	0.097	3.82	
	B	則武東西第10号	名古屋市中村区松原町2丁目22番1地先から	前	0.081	9.09	
			名古屋市中村区松原町2丁目22番1地先まで	後	0.081	10.09	
	C	則武南北第12号	名古屋市中村区松原町1丁目23番1地先から	前	0.111	5.45	
			名古屋市中村区松原町2丁目22番1地先まで	後	0.111	6.00	
	D	松原町南北第11号線	名古屋市中村区松原町2丁目22番1地先から	前	0.001	5.45	
			名古屋市中村区松原町2丁目22番1地先まで	後	0.001	5.45	


E	松原町南北第10号線	名古屋市中村区松原町1丁目23番1地先から	前	0.001	5.45	隔切りの拡幅
		名古屋市中村区松原町1丁目23番1地先まで	後	0.001	5.45	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

- 
 区域変更により道路区域
とし供用開始する部分
- 